

児玉 康比古 議員



一問一答方式

- ① ことども発達支援室の今後のあり方
- ② 避難勧告等の発令
- ③ 防災力の向上

ことども発達支援室の今後のあり方について

問

ことども発達支援室が今年度から教育委員会の中に設置され、保護者の方々にとっては明確な専門部署があることによって安心感が生まれたが、近年夫婦共働きが非常に多く、平日の時間帯での対応ではなかなか利用しにくい状況もあるのではと推測する。

そこで、ことども発達支援室で保護

者からの相談の希望時間等の調査などを行っていただければ、その調査内容について教えていただきたい。また、そのことを踏まえて、保護者の立場に立った今後の支援体制のあり方について教えていただきたい。

答

保護者への支援体制について、相談時間は原則として市の業務時間と同じにしています。相談時間帯の希望調査は行っていませんが、やむを得ず時間外や休日に相談したいとのご意向があれば、相談者の意向に沿うよう努めていきたいと考えています。



避難勧告等の発令について

問

自主防災組織から高齢者等への避難の呼びかけや緊急避難場所への移動手段は自主防災ごとに違うと思うが、自主防災組織を総括する手段は自主防災組織の役員、区長、

民生委員などの誰が行うと把握されているのか。

答

避難情報発令時の連絡や避難に対する支援については、消防団員のほか、地区の区長や民生委員など、自主防災組織の役員の皆様にご負担をいただいております。地域で実効性のある避難支援を行うためには、地域の実情に合った役割分担を考えていただき、実施していただくことが重要です。

現在進めている地区防災計画の策定の中で、それぞれの地域でまず自らご検討いただくことが、より実効性を高めるための第一歩であると考えているところです。

防災力の向上について

問

大洲市復興計画の防災力向上の項目では、地域防災計画、地域強靱化計画、各種マニュアルなどの見直しを図ることとされているが、具体的な内容、各種マニュアルについて教えていただきたい。

また、地域防災計画などの中に、タイムラインも含んでいると解釈しているのか。

答

各種マニュアルとしては、災害対策本部の運営等に関する危機管理マニュアルや、避難所の運営に関する避難所運営マニュアルなどが上げられます。これらの計画等については昨年度の災害及びその検証に基づき見直すこととしており、このうち地域防災計画については、大洲市防災会議において発令基準の見直しや国の警戒レベル新設に伴い所要の改正を行っており、今後県の地域防災計画の修正に伴い見直しする予定としています。

また、危機管理マニュアルについても、検証に基づく事務分掌の見直しなどを行い、現在改正後のマニュアルに基づき災害対応に当たっているとあります。

タイムラインについては、災害・避難カード事業と同じく、地域防災計画に基づき防災力を向上させるための事業として実施しています。今後も引き続き、各種計画やマニュアルなどを見直すとともに、効果的な事業を実施するなどして、地域防災力の向上を図っていきたく考えています。